

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6、第32条	母子父子寡婦福祉資金の貸付けの決定及び通知	子ども青少年課

標準処理期間は、45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。